

徳島県告示第五百二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年七月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字立岩一一八、字奥屋敷九七、字本根川四一五の一、四一六、字坂丸五六四、阿野字松尾二二、二三の二、鬼籠野字日浦六〇の二、六三、六四、七二、七三、八二、二四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立岩一一八・字奥屋敷九七・字本根川四一五の一・四一六・字坂丸五六四・字松尾二二・二三の二・字日浦六〇の二・六三・七三・八二・二四九（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)